

地区歯科医師会会長 殿

(公社) 東京都歯科医師会
会長 山崎 一男

公
印
略

東京都歯科医師会福祉総合保険のリーフレットの送付について

平素は本会会務の運営にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、都歯福祉総合保険に加入されている契約者会員の皆様向けのリーフレットを、別添の通り作成し、先生方に本日付けで送付いたしました。

つきましては、入会時等における本制度の加入勧奨時に印刷の上、ご活用くださいますようお願いいたします。

また、リーフレットにも記載いたしましたが、先生方が保険の指定物件（診療所および自宅）を移転された場合は異動届をご提出いただき、指定物件が罹災した旨の連絡があった場合は、下記宛に速やかにご連絡をいただきますようお願いいたします。

なお、原則として、都内診療所の罹災現場確認は本会理事および所属地区歯科医師会が行いますので、ご協力賜りたくお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、大変お手数ですが下記宛にお問合せください。

【添付書類】

- ・東京都歯科医師会福祉総合保険のリーフレットの送付について（写）
- ・東京都歯科医師会福祉総合保険のリーフレット（参考用に、配送にて 1 部お送りいたします。）

問合せ先：東京都歯科医師会
総務課・福祉総合保険係
電 話：03 - 3262 - 4193



東都歯発第 55 号

平成 31 年 4 月 26 日

東京都歯科医師会福祉総合保険

契約者会員 各位

(公社) 東京都歯科医師会
会長 山崎 一男

公
印
略

東京都歯科医師会福祉総合保険のリーフレットの送付について

平素は本会会務の運営にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、都歯福祉総合保険に加入されている契約者会員の皆様向けのリーフレットを、別添の通り作成いたしました。

本保険では、契約者会員の死亡・廃疾、傷病、診療所および自宅の火災・災害について給付を行いますので、リーフレットをご確認頂き、保険金の支払事由が発生した場合には、速やかに本会にご連絡ください。

また、現在の登録情報について、診療所および住居を移転された場合や、ご結婚等の家族環境の変化により、死亡時の死亡・廃疾保険金の受取人の変更を希望される場合も、本会迄、ご連絡いただきますようお願いいたします。

問合せ先：東京都歯科医師会
総務課・福祉総合保険係
電 話：03 - 3262 - 4193

公益社団法人 東京都歯科医師会 会員の福祉総合保険

都歯福祉総合保険の内容

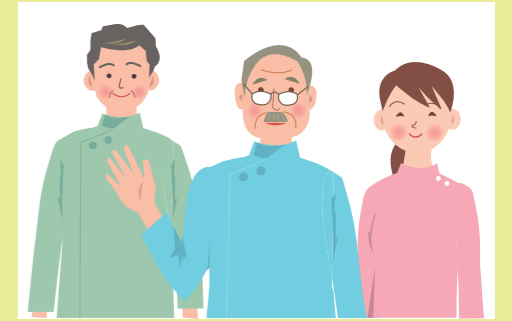
保険金の種類	保険金の支払事由	保険金の額※												
死亡・廃疾保険金 	・死亡したとき。 厚生年金保険法等の公的年金に関連する法律、身体障害者福祉法及び労働者災害補償保険法により障害者等級一級、二級及び三級に認定され、若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により程度等級一級、二級に認定され、歯科医師免許を返納したとき。	1,000,000円 ただし、本契約および更新前の保険契約において支払った傷病保険金（入院加算金を含む）がある場合には、当該保険金累計額を減額した額（下限10万円）とします。												
傷病保険金 	・傷病により、継続して1ヶ月以上診療を休止したとき。 なお、継続した1ヶ月間を1回として最長36回まで保険金を支払います。また、更新前の連続する全ての保険期間を通算して更新後の保険契約期間内で支払います。	<table border="0"> <tr> <td>1回から12回</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>13回から36回</td> <td>60,000円</td> </tr> </table> なお、37回以降の支払は行いません。	1回から12回	100,000円	13回から36回	60,000円								
1回から12回	100,000円													
13回から36回	60,000円													
入院加算金	・上記傷病保険金の給付を受けるものが入院したとき。	日額5,000円を傷病保険金と併せて支給します。												
火災保険金 	・指定物件である住居、診療所が火災により損害を受けたとき。 ★原則として、担当理事が現地確認を行いますので、速やかにご連絡ください。	建物・家財の時価に対する損害の割合に応じて保険金を支払います。 <table border="0"> <tr> <td>全焼</td> <td>120万円</td> </tr> <tr> <td>半焼</td> <td>60万円</td> </tr> <tr> <td>一部焼30万円を限度として支払います。</td> <td></td> </tr> </table>	全焼	120万円	半焼	60万円	一部焼30万円を限度として支払います。							
全焼	120万円													
半焼	60万円													
一部焼30万円を限度として支払います。														
災害保険金 	・指定物件である住居、診療所が災害により損害を受けたとき。 ★原則として、担当理事が現地確認を行いますので、速やかにご連絡ください。	風災、水災、雪災、ひょう災、落雷、破裂、爆発によって発生した損害について、損害の割合に応じて保険金を支払います。 <table border="0"> <tr> <td>全壊</td> <td>120万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>120万円</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>60万円</td> </tr> <tr> <td>一部壊</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>60万円</td> </tr> <tr> <td>床下浸水</td> <td>50万円</td> </tr> </table>	全壊	120万円	大規模半壊	120万円	半壊	60万円	一部壊	5万円	床上浸水	60万円	床下浸水	50万円
全壊	120万円													
大規模半壊	120万円													
半壊	60万円													
一部壊	5万円													
床上浸水	60万円													
床下浸水	50万円													

◎保険料・保険金額は平成31年度現在

重要

- 次の場合は速やかに東京都歯科医師会（[TEL：03-3262-4193](tel:03-3262-4193)）へご連絡ください。
- ★先生方の現在の登録情報について、診療所および住居を移転された場合や、ご結婚等の家族環境の変化により、死亡時の死亡・廃疾保険金の受取人の変更を希望される場合
 - ★指定物件（住居、診療所）が罹災した場合

永年の悩み、不安も これで解決！



都歯福祉総合保険の特長

1. 東京都歯科医師会が運営する営利を目的としないグループ保険。
2. 加入は入会から1年以内で、加入年齢と補償年齢制限がない。
3. 病歴等の告知義務がない。
4. 火災・災害時の指定物件が診療所と住居の2物件である。

そして、左表にあげた保険全てが含まれています。

民間保険ではこれらの補償は以下のように個別の契約が必要になります。

- 死亡したとき— 生命保険
- 入院したとき— 医療保険
- 火災のとき— 火災保険
- 高度障害になったとき— 高度障害
- 休診したとき— 所得補償
- 災害のとき— 災害保険

保険料 月額3,667円＝年額44,000円※（平成31年度現在）
全ての補償をこの保険料で受けられます。

※ 保険料・保険金額は都歯福祉総合保険収支の財務状況により変動することがあります。

約款第26条（保険料または保険金額の定期的見直し）

本会は、代議員会にて、将来にわたって保険財務の健全性を維持することが出来るように、保険料または保険金額の妥当性につき定期的・継続的に検証を行います。

2 前項に定める検証の結果、本会が保険料または保険金額の見直しを行う場合には、本会は、その内容につき、主務官庁の認可を取得したのちに、契約者会員に通知します。



お問合せ先

(公社) 東京都歯科医師会 総務課 福祉総合保険係
電話 (03) 3262-4193

東京都歯科医師会福祉総合保険支払事例

■ 死亡・廃疾保険金

100万円

- ただし、傷病保険金（入院加算金を含む）がある場合には、当該保険金累計額を減額した額（最低10万円）とします。
- 身体障害者福祉法及び労働者災害補償保険法により障害者等級一級、二級及び三級に認定され、若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により程度等級一級、二級に認定され、歯科医師免許を返納したとき。

■ 傷病保険金

傷病により継続して1ヶ月以上休診した場合1ヶ月を1回として支払います。

1～12回まで（1ヶ月） 10万円

13～36回まで（1ヶ月） 6万円

- 通算して36回（36ヶ月）まで支払います。

■ 入院加算金

傷病保険金の給付を受けるものが入院したとき。

1日 5,000円



■ 火災保険金

建物・家財の時価に対する損害の割合に応じて保険金を支払います。

全焼 120万円

半焼 60万円

一部焼 30万円を限度として支払います。

- 対象は指定物件（自宅および診療所）

■ 災害保険金

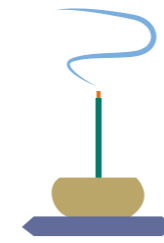
風災、水災、雪災、ひょう災、落雷、破裂、爆発によって発生した損害について、損害の割合に応じて保険金を支払います。

全焼 120万円 大規模半壊 120万円 半壊 60万円

一部壊 5万円 床上浸水 60万円 床下浸水 50万円

- 対象は指定物件（自宅および診療所）

死亡・廃疾保険金



1. 死亡した場合。

↳ 死亡保険金 100万円。

ただし、傷病保険金および入院加算金がある場合には、差引額（最低支給額10万円）

2. 身体障害2級と認定され、歯科医師免許を返納の上、歯科医師会を退会した場合。

↳ 廃疾保険金 100万円。

ただし、傷病保険金および入院加算金がある場合には、差引額（最低支給額10万円）

傷病保険金および入院加算金



3. 交通事故でけがをして、8日間入院し、退院してからの自宅療養期間を含め1ヶ月の療養をした場合。

↳ 傷病保険金1ヶ月の10万円（初回～12回）または6万円（13～36回）、および入院加算金8日間の4万円。

4. 肺炎で30日入院し、退院してからの自宅療養期間を含め45日間の療養をした場合。

傷病保険金1ヶ月の10万円（初回～12回）または6万円（13～36回）、および入院加算金30日間の15万円。

なお、傷病保険金は、1ヶ月に満たない日数分の支給はありません。

火災保険金



5. 自宅、木造2階建1棟延190m²建物の内190m²が燃えた場合。

↳ 火災保険金：全焼120万円。

6. 診療所兼自宅、防火造2階建て1棟延べ155m²の建物のうち延べ10m²及び窓ガラス4枚等が燃えた場合。

↳ 火災保険金：一部焼10万円。

災害保険金



7. 診療所が台風により床上浸水の被害にあった場合。

↳ 災害保険金：床上浸水60万円。

8. 診療所が大雨・強風被害により看板が破損した場合。

↳ 災害保険金：一部破損5万円。

9. 自宅が風水害により天井及び内壁に雨水浸透の被害にあった場合。

↳ 災害保険金：一部壊5万円。